

八幡浜市プレミアム付飲食券事業 やわたはま食うぽん券 取扱店運営マニュアル

1 やわたはま食うぽん券の取引について

やわたはま食うぽん券（以下「飲食券」という）での取引は、飲食券を持参した人に券面記載の金額に相当する飲食物の提供を行うものとします。
なお、取引にあたっては、次のことを守ってください。



1 飲食券の利用期間

令和3年2月8日（月）～令和3年8月31日（火）の期間です。

2 登録店であることの表示

- 送付されたステッカー及びポスターは、店舗の正面など消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 掲示期間は、交付された日から令和3年8月31日（火）までとします。（登録の取り消しがあればその時まで）

3 取引できるもの

- 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場で提供する費用の対価として使用できます。
- また、その場所での飲食と併せて持ち帰りサービスや配達サービスを行っている事業所は、それらにかかる費用の対価としても使用できます。



4 取引にあたっての注意

- お客さんが使用しようとする飲食券の色合いが明らかに違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、飲食券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、市役所（商工観光課）にも報告してください。
- 同封の飲食券見本は、確認用として配布しますので、飲食券を取り扱う全ての従業員に周知してください。
- 飲食券を受け取った時は、再流通を防止するため、飲食券の裏面に店舗名等を記入してください。（既に記入があるものは、受け取りを拒否してください）
- 換金を目的とした飲食券の購入はできません。
- 利用期間中における飲食物の提供に使用されていない飲食券の換金および請求はできません。
- 飲食券の額面以下の利用の際のお釣りは不要です。
- 不足分は、現金等で受け取ってください。
- 使用期間を過ぎて飲食券は受け取らないでください。

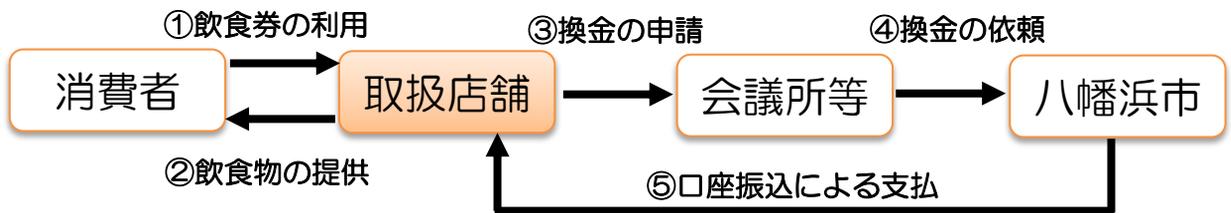
（食うぽん券は利用期限が令和3年3月31日と記載されていますが、令和3年8月31日まで使用できます）

- 飲食券の盗難、紛失、滅失、または偽造等に対して、発行者は責を負いません。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底してください。



2 飲食券の換金について

申請から口座振込による支払は、下記ようになります。



- 1 換金申請窓口
 - ・八幡浜商工会議所
 - ・保内町商工会
- 2 換金申請期間
 - ・令和3年2月8日（月）～令和3年9月17日（金）
（土日祝祭日は除く）
 - ・午前9時～午後4時
 - ・申請は随時受け付けます。
- 3 支払方法 口座振替（店舗登録時に申込があった口座に入金します。）
入金した際の通帳の摘要欄には下記のとおり表示されます。
「八幡浜市商工観光課（ヤワタハマシショウコウカンコウカ）」
※文字数の制限により途切れて表示されます。
- 4 換金申請の手順
 - ① 同封の「換金請求書」に必要事項を記入して、
 - ・換金請求書
 - ・飲食券
 - ・取扱店登録証明書を持参のうえ、上記の換金申請窓口へ申請してください。
 - ② 申請後、事前に登録のあった口座に振込します。
※飲食券裏面に取扱店舗名（「取扱店登録証明書」記載の名前）を記入してください。※記入がない場合、受付不可となります。
※振込口座に変更があった場合は、市役所商工観光課までご連絡ください。

3 登録事業者の登録取消し

違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽又は不正の事実があった場合は、登録を取り消します。

4 問合せ先

八幡浜市役所 商工観光課 電話 0894-22-3101
FAX 0894-24-6180

